

## 第七十八号議案

### 仙台市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

令和七年三月三日提出

仙台市長 郡 和子

仙台市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

仙台市消防団員等公務災害補償条例（昭和三十二年仙台市条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号中「、別表に定める額」を「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号。以下「政令」という。）別表に定める額（政令の改正に際し定められた同表の規定に係る経過措置の規定の適用に係る補償基礎額にあつては、当該経過措置の規定により算定した額）」に改め、同項第二号中「九千円」を「政令第二条第二項第二号本文に定める額（政令の改正に際し定められた同号本文の規定に係る経過措置の規定の適用に係る補償基礎額にあつては、当該経過措置の規定により算定した額）」に改め、同項第三号中「一万四千二百円」を「政令第二条第二項第二号ただし書に定める額（政令の改正に際し定められた同号ただし書の規定に係る経過措置の規定の適用に係る補償基礎額にあつては、当該経過措置の規定により算定した額）」に、「範囲」を「範囲内」に改め、同条第三項中「次の各号のいずれかに該当する」を「政令第二条第三項各号に掲げる」に、「第一号又は第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき二百七十円を、第二号に該当する扶養親族については一人につき三百三十三円を、それぞれ」を「同条第三項に定める額（政令の改正に際し定められた同項の規定に係る経過措置の規定の適用に係る補償基礎額にあつては、当該経過措置の規定により算定した額）」に改め、各号を削り、同条第四項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正を考慮し非常勤消防団員等に係る補償基礎額、補償基礎額を増額する場合における増額後の補償基礎額の最高額及び扶養親族に係る補償基礎額の加算額を同令において定められている額とする等のため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。